

令和元年度における北海道地区の下請法の運用状況等について

令和 2 年 6 月 25 日
公正取引委員会事務総局
北海道事務所

第 1 下請法の運用状況

1 書面調査の実施状況

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての情報提供が期待しにくいことから、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的に書面調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めている。

書面調査は、北海道事務所管内に所在する資本金の額又は出資の総額が 1000 万円超の親事業者 2,700 名（製造委託等^(注1) 1,526 名、役務委託等^(注2) 1,174 名）及び当該親事業者と取引のある下請事業者 6,300 名（製造委託等 3,111 名、役務委託等 3,189 名）を対象に実施した（第 1 表参照）。

（注 1）製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注 2）情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第 1 表 書面調査の実施状況

区 分 年 度	親事業者調査（名）		下請事業者調査（名）	
	全国	北海道	全国	北海道
令和元年度	60,000	2,700	300,000	6,300
製造委託等	35,810	1,526	200,190	3,111
役務委託等	24,190	1,174	99,810	3,189
平成 30 年度	60,000	2,600	300,000	6,300
製造委託等	39,175	1,590	211,741	4,078
役務委託等	20,825	1,010	88,259	2,222
平成 29 年度	60,000	2,600	300,000	6,300
製造委託等	38,680	1,511	208,513	3,806
役務委託等	21,320	1,089	91,487	2,494

2 下請法違反被疑事件の処理状況

(1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第 2 表参照）

ア 新規着手状況

新規に着手した下請法違反被疑事件は 247 件（製造委託等 170 件、役務委託等 77 件）であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った書面調査によるものが 245 件（製造委託等 169 件、役務委託等 76 件）、親事業者からの自発的な申出によるものが 2 件（製造委託等 1 件、役務委託等 1 件）である。

イ 処理状況

下請法違反被疑事件として処理した件数は 248 件（製造委託等 172 件、役務委託等 76 件）であり、このうち、247 件（製造委託等 171 件、役務委託等 76 件）について違反行

為の改善を求める指導（違反のおそれのある行為に対する指導を含む。以下同じ。）の措置を講じている。主な指導事件の概要は別紙のとおりである。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

区 分 年 度		新 規 着 手 件 数 ^(注2)				処 理 件 数				
						措 置			不問	計
		書面調査	申告	中小企業 庁長官から の措置 請求	計	勧告 ^(注1)	指導 ^(注1)	小計		
令和元年度	全国	8,360	155	0	8,515	7	8,016	8,023	292	8,315
	北海道	245	2	0	247	0	247	247	1	248
製造委託等	全国	5,725	100	0	5,825	7	5,524	5,531	179	5,710
	北海道	169	1	0	170	0	171	171	1	172
役務委託等	全国	2,635	55	0	2,690	0	2,492	2,492	113	2,605
	北海道	76	1	0	77	0	76	76	0	76
平成30年度	全国	7,757	141	0	7,898	7	7,710	7,717	382	8,099
	北海道	247	1	0	248	0	246	246	1	247
製造委託等	全国	5,276	84	0	5,360	7	5,250	5,257	256	5,513
	北海道	137	1	0	138	0	136	136	1	137
役務委託等	全国	2,481	57	0	2,538	0	2,460	2,460	126	2,586
	北海道	110	0	0	110	0	110	110	0	110
平成29年度	全国	7,173	97	1	7,271	9	6,752	6,761	307	7,068
	北海道	212	0	0	212	0	205	205	6	211
製造委託等	全国	5,033	61	1	5,095	9	4,718	4,727	205	4,932
	北海道	143	0	0	143	0	137	137	5	142
役務委託等	全国	2,140	36	0	2,176	0	2,034	2,034	102	2,136
	北海道	69	0	0	69	0	68	68	1	69

(注1) 勧告又は指導を行った事件の中には、製造委託等及び役務委託等との双方において違反行為が認められたものがあるが、本表においては、当該事件の違反行為が主として行われた取引に区分して、件数を計上している。

(注2) 新規着手件数には、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において得られた端緒を含む。

(2) 下請法違反行為の類型別件数の状況（第3表参照）

ア 指導を行った件数を下請法違反行為の類型別にみると、合計で425件となっており、このうち、製造委託等に係るものが303件、役務委託等に係るものが122件となっている。

イ 発注書面の交付義務等を定めた手続規定違反（下請法第3条又は第5条違反）は220件（類型別件数の合計の51.8%）となっており、このうち、製造委託等に係るものが159件、役務委託等に係るものが61件となっている。

ウ 親事業者の禁止行為を定めた実体規定違反（下請法第4条違反）は205件（類型別件

数の合計の 48.2%) である。その内訳は、①下請代金の支払遅延が 107 件（実体規定違反に係る類型別件数の合計の 52.2%）、②下請代金の減額が 48 件（同 23.4%）、③買ったたきが 19 件（同 9.3%）等となっている。

(ア) 製造委託等に係る実体規定違反は 144 件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が 72 件（製造委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の 50.0%）、②下請代金の減額が 34 件（同 23.6%）、③やり直し等が 12 件（同 8.3%）等となっている。

(イ) 役務委託等に係る実体規定違反は 61 件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が 35 件（役務委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の 57.4%）、②下請代金の減額が 14 件（同 23.0%）、③買ったたきが 8 件（同 13.1%）等となっている。

第 3 表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件]

区 分 年 度		手続規定違反			実 体 規 定 違 反												合計	
		書面交 付義務	書類保 存義務	小計	受領 拒否	支払 遅延	減額	返品	買い たたき	購入等 強制	早期 決済	割戻困 難手形	利益提 供要請	やり 直し等	報復 措置	小計		
令和元年度	全国	5,864	745	6,609	32	3,651	1,150	14	721	72	98	254	336	590	1	6,919	13,528	
	北海道	186	34	220	1	107	48	2	19	3	2	3	6	14	0	205	425	
	製造委託等	全国	4,202	458	4,660	29	2,160	867	11	533	47	92	243	287	458	1	4,728	9,388
		北海道	136	23	159	1	72	34	2	11	3	2	2	5	12	0	144	303
	役務委託等	全国	1,662	287	1,949	3	1,491	283	3	188	25	6	11	49	132	0	2,191	4,140
		北海道	50	11	61	0	35	14	0	8	0	0	1	1	2	0	61	122
平成 30 年度	全国	5,964	778	6,742	46	3,371	834	19	1,487	90	113	374	348	132	5	6,819	13,561	
	北海道	193	19	212	1	93	39	1	40	6	0	6	7	5	0	198	410	
	製造委託等	全国	4,183	520	4,703	36	2,051	642	14	1,195	61	110	356	291	96	3	4,855	9,558
		北海道	110	11	121	1	47	23	1	27	4	0	6	5	5	0	119	240
	役務委託等	全国	1,781	258	2,039	10	1,320	192	5	292	29	3	18	57	36	2	1,964	4,003
		北海道	83	8	91	0	46	16	0	13	2	0	0	2	0	0	79	170
平成 29 年度	全国	5,322	649	5,971	23	3,129	611	20	1,179	94	92	324	261	45	0	5,778	11,749	
	北海道	163	16	179	0	86	20	1	34	3	2	10	2	1	0	159	338	
	製造委託等	全国	3,826	448	4,274	19	1,988	461	19	932	62	89	311	212	29	0	4,122	8,396
		北海道	115	10	125	0	51	14	1	25	3	2	7	1	1	0	105	230
	役務委託等	全国	1,496	201	1,697	4	1,141	150	1	247	32	3	13	49	16	0	1,656	3,353
		北海道	48	6	54	0	35	6	0	9	0	0	3	1	0	0	54	108

(注 1) 1 件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるため、違反行為の類型別件数の合計と第 2 表の「措置」の件数（「勧告」及び「指導」の合計件数）とは一致しない。

(注 2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

(3) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

令和元年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者 13 名^(注)から、下請事業者 90 名^(注)に対し、下請代金の減額分の返還等、総額 218 万円相当の原状回復が行われた。

(注) 親事業者数及び下請事業者数は延べ数である。

ア 下請代金の減額事件においては、親事業者 4 名から、下請事業者 59 名に対し、165 万円の減額分が返還された（第 4 表参照）。

第 4 表 下請代金の減額事件における減額分の返還状況

年 度	項 目	返還を行った 親事業者数	返還を受けた 下請事業者数	返還の年度総額 (原状回復額) (注)
令和元年度	全国	104 名	4,087 名	17 億 6191 万円
	北海道	4 名	59 名	165 万円
平成 30 年度	全国	120 名	4,593 名	1 億 8367 万円
	北海道	7 名	62 名	666 万円
平成 29 年度	全国	140 名	7,659 名	16 億 7800 万円
	北海道	2 名	272 名	75 万円

(注) 原状回復額は 1 万円未満を切り捨てている。以下同じ（後記エ、キ及びクを除く。）。

イ やり直し等事件においては、親事業者 1 名から、下請事業者 3 名に対し、24 万円の不利益分が返還された（第 5 表参照）。

第 5 表 やり直し等事件における不利益分の返還状況

年 度	項 目	返還を行った 親事業者数	返還を受けた 下請事業者数	返還の年度総額 (原状回復額)
令和元年度	全国	2 名	4 名	49 万円
	北海道	1 名	3 名	24 万円
平成 30 年度	全国	2 名	3 名	24 万円
	北海道	1 名	2 名	4 万円
平成 29 年度	全国	—	—	—
	北海道	—	—	—

(注) 該当がない場合を「—」で示した。以下同じ。

ウ 下請代金の支払遅延事件においては、親事業者3名から、下請事業者13名に対し、19万円の遅延利息が支払われた（第6表参照）。

第6表 下請代金の支払遅延事件における遅延利息の支払状況

年 度	項 目	支払を行った 親事業者数	支払を受けた 下請事業者数	支払の年度総額 (原状回復額)
令和元年度	全国	132 名	2,931 名	3 億 2026 万円
	北海道	3 名	13 名	19 万円
平成 30 年度	全国	165 名	4,901 名	4 億 2288 万円
	北海道	5 名	135 名	321 万円
平成 29 年度	全国	138 名	3,015 名	1 億 9675 万円
	北海道	2 名	128 名	268 万円

エ 不当な経済上の利益提供要請事件においては、親事業者1名から、下請事業者2名に対し、5万円の利益提供分が返還された（第7表参照）。

第7表 不当な経済上の利益提供要請事件における利益提供分の返還状況

年 度	項 目	返還を行った 親事業者数	返還を受けた 下請事業者数	返還の年度総額 (原状回復額)
令和元年度	全国	8 名	229 名	2556 万円
	北海道	1 名	2 名	5 万円
平成 30 年度	全国	7 名	346 名	1750 万円
	北海道	1 名	1 名	6,805 円
平成 29 年度	全国	8 名	47 名	633 万円
	北海道	—	—	—

(注) 原状回復額は、平成30年度の「北海道」分を除き、1万円未満を切り捨てている。

オ 返品事件においては、親事業者1名から、下請事業者2名に対し、1万円が支払われた（第8表参照）。

第8表 返品事件における不利益分の支払状況

年 度	項 目	支払を行った 親事業者数	支払を受けた 下請事業者数	支払の年度総額 (原状回復額)
令和元年度	全国	11 名	106 名	6 億 6438 万円
	北海道	1 名	2 名	1 万円
平成 30 年度	全国	7 名	59 名	1911 万円
	北海道	2 名	6 名	47 万円
平成 29 年度	全国	11 名	107 名	360 万円
	北海道	—	—	—

カ 買ったとき事件においては、親事業者 1 名から、下請事業者 1 名に対し、1 万円の買ったとき分が返還された（第 9 表参照）。

第 9 表 買ったとき事件における買ったとき分の返還状況

年 度	項 目	返還を行った 親事業者数	返還を受けた 下請事業者数	返還の年度総額 (原状回復額)
令和元年度	全国	2 名	2 名	3 万円
	北海道	1 名	1 名	1 万円
平成 30 年度	全国	3 名	14 名	244 万円
	北海道	1 名	1 名	10 万円
平成 29 年度	全国	1 名	1 名	289 万円
	北海道	—	—	—

キ 購入等強制事件においては、親事業者 1 名から、下請事業者 8 名に対し、6,858 円が返還された（第 10 表参照）。

第 10 表 購入等強制事件における不利益分の返還状況

年 度	項 目	返還を行った 親事業者数	返還を受けた 下請事業者数	返還の年度総額 (原状回復額)
令和元年度	全国	4 名	94 名	61 万円
	北海道	1 名	8 名	6,858 円
平成 30 年度	全国	5 名	152 名	225 万円
	北海道	—	—	—
平成 29 年度	全国	2 名	10 名	6 万円
	北海道	—	—	—

(注) 原状回復額は、令和元年度の「北海道」分を除き、1 万円未満を切り捨てている。

ク 有償支給原材料等の対価の早期決済事件においては、親事業者 1 名から、下請事業者 2 名に対し、130 円が支払われた（第 11 表参照）。

第 11 表 有償支給原材料等の対価の早期決済事件における不利益分の支払状況

年 度	項 目	支払を行った 親事業者数	支払を受けた 下請事業者数	支払の年度総額 (原状回復額)
令和元年度	全国	3 名	5 名	6 万円
	北海道	1 名	2 名	130 円
平成 30 年度	全国	9 名	95 名	2088 万円
	北海道	—	—	—
平成 29 年度	全国	4 名	19 名	168 万円
	北海道	—	—	—

(注) 原状回復額は、令和元年度の「北海道」分を除き、1 万円未満を切り捨てている。

第2 企業間取引の公正化への取組

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。

令和元年度の状況は次のとおりである。

1 下請法等に係る講習会

(1) 基礎講習会

公正取引委員会は、企業のコンプライアンス意識の高まりや初心者向けの講習会開催に係る要望等を踏まえ、下請法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした「基礎講習会」を実施している。

令和元年度においては、北海道事務所では3回の講習会を実施した。

(2) 下請取引適正化推進講習会

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請法の概要等を説明する「下請取引適正化推進講習会」を全国各地で実施するなど、下請法の普及・啓発を図っている。

令和元年度においては、北海道事務所では北海道経済産業局と共同して、当該講習会を3会場（全て公正取引委員会主催分）で実施した。

2 下請法等に係る相談

公正取引委員会では、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けている。

令和元年度においては、北海道事務所では152件の相談に対応した。

3 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等の下請取引等改善協力委員を委嘱している。令和元年度における北海道事務所管内の下請取引等改善協力委員（定員）は6名である。

令和元年度においては、6月以降、下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行った。

4 コンプライアンス確立への積極的支援

公正取引委員会は、事業者等からの下請法等に係る相談に応じるとともに、下請法等の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体が開催する研修会等に講師を派遣している。

令和元年度においては、北海道事務所では事業者団体等へ2回講師を派遣した。